

南房総市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する市町村長の同意（以下「同意」という。）についての基本的な方針を定め、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(同意をする基準)

第2条 南房総市以外の市町村長から、市内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「指定地域密着型事業所」という。）を指定することについて同意を求められたときは、別表に定める同意基準に適合するか審査し、適合するときは、指定に係る同意をすることとする。

(同意を求める基準)

第3条 法第9条により南房総市を保険者とする被保険者（以下「南房総市被保険者」という。）が市の区域外に所在する指定地域密着型事業所の利用を希望するときは、市長は、別表に定める市外事業所指定基準に適合するか審査し、適合するときは、南房総市被保険者の申出に基づき、利用を希望する指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、指定地域密着型事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。

(他市町村から転入した者による市内地域密着型サービス事業所の利用)

第4条 他市町村から転入した者による市内の認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用については転入後3箇月を経過した者に限るものとする。ただし、市内にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合、若しくは、虐待、疾病又は生活上地域密着型サービス事業所の利用についてやむを得ないと認められる理由がある場合はこの限りではない。

(南房総市介護保険事業運営協議会への協議)

第5条 南房総市介護保険事業運営協議会規則（平成26年規則第43号）第2条第1項第3号に規定する指定地域密着型事業所の指定に係る南房総市介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）への協議は省略する。

ただし、本方針に基づいて処理した結果を、協議会に報告しなければならない。

(附 則)

この基本方針は、令和5年8月1日から適用する。

別表

1 同意をする基準

南房総市内の事業所を他市町村が指定する場合（南房総市以外の被保険者が利用の場合）

サービスの種類	基 準
認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	次の基準のいずれかを満たしていること。 (1) 他の市町村が当該事業所を指定する方針が固まっている場合で、次に掲げる事項のいずれも満たしている場合。 ア 他の市町村の利用者の割合は、当該事業所の契約者数の3割以内であること。(みなし指定による利用者を含む。) イ 他の市町村の利用者の住所が、安房郡市内であること。 (2) 市内にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。 (3) 虐待、疾病又は生活上等、市内の地域密着型サービス事業所の利用についてやむを得ないと認められる理由がある場合。

2 同意を求める基準

南房総市外の事業所を南房総市が指定する場合（南房総市の被保険者が利用の場合）

サービスの種類	基 準
認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	次の基準のいずれかを満たしていること。 (1) 当該事業所の所在地が安房郡市内である場合で、市内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがない場合。 (2) 当該事業所の所在市町村にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。 (3) 虐待、疾病又は生活上等、他の市町村の地域密着型サービス事業所の利用についてやむを得ないと認められる理由がある場合。